

この規則は、平成 1 7 年 1 1 月 1 4 日から施行する。

告 示

広島市告示第 4 2 0 号

平成 1 7 年 1 1 月 1 日

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 2 条第 1 項第 3 号の規定による地籍調査の数値情報化事業を次のとおり実施するので、同法第 7 条、同法施行令第 4 条の 7 の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 事業計画が公示された年月日
平成 1 7 年 1 0 月 2 7 日
- 2 数値情報化を実施する者の名称
広島市
- 3 実施地域
広島市佐伯区湯来町（大字和田の一部、大字伏谷の一部）
- 4 実施期間
平成 1 7 年 1 0 月 2 7 日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日

~~~~~

広島市告示第 4 2 1 号

平成 1 7 年 1 1 月 1 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、同法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 施 術 者 | 施 術 所 |                             | 業務の種類     | 指 定<br>年 月 日      |
|-------|-------|-----------------------------|-----------|-------------------|
| 氏 名   | 名 称   | 所 在 地                       |           |                   |
| 松井 年春 | 松井治療院 | 広島市西区庚午南二丁目 3 2 番 2－1 0 3 号 | あん摩・マッサージ | 平成 17 年 10 月 21 日 |

~~~~~

広島市告示第 4 2 2 号

平成 1 7 年 1 1 月 1 日

平成 1 7 年 1 1 月 1 日をもって、分任出納員への事務委任の承認に関する告示（平成 1 7 年広島市告示第 2 0 2 号）中「東隣保館」を「東地域交流センター」に、「隣保館使用料」を「地域交流センター使用料」に改めます。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~

広島市告示第 4 2 3 号

平成 1 7 年 1 1 月 2 日

結核予防法（昭和 2 6 年法律第 9 6 号）第 3 6 条第 1 項の規定

により、医療を担当させる機関として、次に掲げる医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和 2 6 年政令第 1 4 2 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称        | 所 在 地                     | 開設者氏名                          | 指 定<br>年 月 日    |
|------------|---------------------------|--------------------------------|-----------------|
| ウォンツ長楽寺薬局  | 広島市安佐南区長楽寺一丁目 2 9 番 2 5 号 | 株式会社ハーティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成 17 年 8 月 2 日 |
| ウォンツ下温品薬局  | 広島市東区温品七丁目 1 1 番 3 4 号    | 株式会社ハーティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成 17 年 8 月 2 日 |
| ウォンツ観音薬局   | 広島市西区南観音七丁目 4 番 2 4 号     | 株式会社ハーティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成 17 年 8 月 2 日 |
| ウォンツ東雲薬局   | 広島市南区東雲本町二丁目 4 番 1 9 号    | 株式会社ハーティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成 17 年 8 月 2 日 |
| ウォンツ八幡薬局   | 広島市佐伯区八幡東三丁目 1 4 番 1 2 号  | 株式会社ハーティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成 17 年 8 月 2 日 |
| ウォンツ相田薬局   | 広島市安佐南区相田一丁目 3 番 1 8 号    | 株式会社ハーティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成 17 年 8 月 2 日 |
| ウォンツシャレオ薬局 | 広島市中区紙屋町 1 地下街 6 1 0      | 株式会社ハーティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成 17 年 8 月 2 日 |
| ウォンツ高陽矢口薬局 | 広島市安佐北区口田一丁目 2 1 番 2 3 号  | 株式会社ハーティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成 17 年 8 月 2 日 |
| ウォンツみゆき薬局  | 広島市南区宇品御幸一丁目 9 番 1 2 号    | 株式会社ハーティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成 17 年 8 月 2 日 |
| ウォンツ薬局鉄砲町店 | 広島市中区鉄砲町 1 0 番 1 8 号      | 株式会社ハーティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成 17 年 8 月 2 日 |
| ウォンツ薬局千田町店 | 広島市中区千田町一丁目 7 番 1 0 号     | 株式会社ハーティウォンツ                   | 平成 17 年 8 月 2 日 |

|                            |                              |                                    |                |
|----------------------------|------------------------------|------------------------------------|----------------|
|                            |                              | 代表取締役<br>福岡 慎二                     |                |
| ウォンツ横川<br>駅ビル薬局            | 広島市西区横川町<br>三丁目2番29号         | 株式会社ハー<br>ティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成17年<br>8月2日  |
| ウォンツ皆実<br>町薬局              | 広島市南区皆実町<br>五丁目20番9号         | 株式会社ハー<br>ティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成17年<br>8月2日  |
| ウォンツ己斐<br>駅前薬局             | 広島市西区己斐本<br>町一丁目9番24<br>号    | 株式会社ハー<br>ティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成17年<br>8月2日  |
| ウォンツ三篠<br>薬局               | 広島市西区三篠北<br>町1番10号           | 株式会社ハー<br>ティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成17年<br>8月2日  |
| ウォンツ光町<br>薬局               | 広島市東区光町二<br>丁目7番21号          | 株式会社ハー<br>ティウォンツ<br>代表取締役<br>福岡 慎二 | 平成17年<br>8月2日  |
| 美鈴が丘東ク<br>リニック             | 広島市佐伯区美鈴<br>が丘東四丁目14<br>番1号  | 医療法人社団<br>トリプレット<br>理事長<br>今岡 禎治   | 平成17年<br>10月1日 |
| 坪井眼科                       | 広島市中区八丁堀<br>11番19号           | 坪井 隆                               | 平成17年<br>11月1日 |
| 駅前眼科                       | 広島市南区松原町<br>8番8号             | 上 恵美                               | 平成17年<br>11月1日 |
| 楠外科医院                      | 広島市中区光南一<br>丁目6番9号           | 楠 信雄                               | 平成17年<br>11月1日 |
| コールメディ<br>カルクリニック          | 広島市西区古田台<br>二丁目12番6ー<br>9号   | 岡林 清司                              | 平成17年<br>11月1日 |
| かなはら医院                     | 広島市安佐南区大<br>町西一丁目1番<br>10号   | 医療法人社団<br>幸誠会<br>理事長<br>金原 孝司      | 平成17年<br>10月1日 |
| 矢野脳神経外<br>科・やのこど<br>もクリニック | 広島市安佐南区沼<br>田町大塚3094<br>番地の1 | 矢野 隆                               | 平成17年<br>11月1日 |
| 長楽寺薬局                      | 広島市安佐南区長<br>楽寺二丁目13番<br>30号  | 有限会社ワール<br>ド<br>代表取締役<br>藤井 正道     | 平成17年<br>11月1日 |

|                        |                            |                                           |                 |
|------------------------|----------------------------|-------------------------------------------|-----------------|
| キリン堂薬局<br>東本浦店         | 広島市南区東本浦<br>町22番32号        | 株式会社キリ<br>ン堂薬局<br>代表取締役<br>内山 守           | 平成17年<br>10月11日 |
| 橋本薬局                   | 広島市南区松原町<br>9番1号           | 橋本 泰三                                     | 平成17年<br>10月15日 |
| 医療法人社団<br>加川整形外科<br>病院 | 広島市西区古江西<br>町22番10号        | 医療法人社団<br>加川整形外科<br>病院<br>理事長<br>加川 渉     | 平成17年<br>10月1日  |
| 康仁薬局段原<br>店            | 広島市南区段原南<br>一丁目3番53号       | 株式会 社 ケ<br>イ・デイ・フ<br>ドー<br>代表取締役<br>桐林 邦之 | 平成17年<br>11月1日  |
| 全快堂薬局戸<br>坂店           | 広島市東区戸坂出<br>江一丁目1番5号<br>1F | 有限会社全快<br>堂<br>代表取締役<br>柏木 悦徳             | 平成17年<br>11月1日  |
| 光南薬局                   | 広島市中区光南一<br>丁目13番1号        | 山内 純子                                     | 平成17年<br>11月1日  |

~~~~~  
広島市告示第424号

平成17年11月2日

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関からその指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

名 称	所 在 地	開設者氏名	辞 退 年 月 日
ウォンツ長楽 寺薬局	広島市安佐南区長 楽寺一丁目29番 25号	株式会社ハー ティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成17年 8月2日
ウォンツ下温 品薬局	広島市東区温品七 丁目11番34号	株式会社ハー ティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成17年 8月2日
ウォンツ観音 薬局	広島市西区南観音 七丁目4番24号	株式会社ハー ティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成17年 8月2日
ウォンツ東雲 薬局	広島市南区東雲本 町二丁目2番4ー	株式会社ハー ティウォンツ	平成17年 8月2日

	9 号	代表取締役 福岡 慎二	
ウォンツ八幡薬局	広島市佐伯区八幡東三丁目 1 4 番 1 2 号	株式会社ハーティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成 17 年 8 月 2 日
ウォンツ相田薬局	広島市安佐南区相田一丁目 3 番 1 8 号	株式会社ハーティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成 17 年 8 月 2 日
ウォンツシャレオ薬局	広島市中区紙屋町 1 地下街 6 1 0	株式会社ハーティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成 17 年 8 月 2 日
ウォンツ高陽矢口薬局	広島市安佐北区口田一丁目 2 1 番 2 3 号	株式会社ハーティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成 17 年 8 月 2 日
ウォンツみゆき薬局	広島市南区宇品御幸一丁目 9 番 1 2 号	株式会社ハーティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成 17 年 8 月 2 日
ウォンツ薬局鉄砲町店	広島市中区鉄砲町 1 0 番 1 8 号	株式会社ハーティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成 17 年 8 月 2 日
ウォンツ薬局千田町店	広島市中区千田町一丁目 7 番 1 0 号	株式会社ハーティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成 17 年 8 月 2 日
ウォンツ横川駅ビル薬局	広島市西区横川町三丁目 2 番 2 9 号	株式会社ハーティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成 17 年 8 月 2 日
ウォンツ皆実町薬局	広島市南区皆実町五丁目 2 0 番 9 号	株式会社ハーティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成 17 年 8 月 2 日
ウォンツ己斐駅前薬局	広島市西区己斐本町一丁目 9 番 2 4 号	株式会社ハーティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成 17 年 8 月 2 日
ウォンツ三篠薬局	広島市西区三篠北町 1 番 1 0 号	株式会社ハーティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成 17 年 8 月 2 日
ウォンツ光町薬局	広島市東区光町二丁目 7 番 2 1 号	株式会社ハーティウォンツ 代表取締役 福岡 慎二	平成 17 年 8 月 2 日

美鈴が丘東クリニック	広島市佐伯区美鈴が丘東四丁目 1 4 番 1 号	今岡 禎治	平成 17 年 9 月 30 日
楠外科医院	広島市中区光南一丁目 1 5 番 1 0 号	楠 信雄	平成 17 年 10 月 31 日
ファースト薬局光南店	広島市中区光南一丁目 1 6 番 2 7 号	株式会社ファースト 代表取締役 川端 昌利	平成 17 年 10 月 1 日
ファースト薬局宇品海岸店	広島市南区宇品西四丁目 3 番 2 4 号	株式会社ファースト 代表取締役 川端 昌利	平成 17 年 10 月 10 日
ファースト薬局東本浦店	広島市南区東本浦町 2 2 番 3 2 号	株式会社ファースト 代表取締役 川端 昌利	平成 17 年 10 月 10 日
橋本薬局	広島市南区松原町 9 番 1 号	橋本 泰三	平成 17 年 10 月 14 日
加川整形外科病院	広島市西区古江西町 2 2 番 1 0 号	加川 渉	平成 17 年 10 月 1 日

~~~~~

広島市告示第 4 2 5 号  
平成 1 7 年 1 1 月 8 日

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 3 9 条第 1 項の規定により、広島市三滝本町土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 組合の名称  
広島市三滝本町土地区画整理組合
- 事務所の所在地  
広島市中区大手町四丁目 6 番 1 6 号 山陽ビル内
- 設立認可の年月日  
昭和 5 9 年 1 月 1 1 日
- 事業施行期間  
昭和 5 9 年 1 月 1 1 日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日まで
- 施行地区  
広島市西区三滝本町二丁目の一部
- 変更認可の年月日  
平成 1 7 年 1 1 月 8 日

~~~~~

広島市告示第 4 2 6 号
平成 1 7 年 1 1 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条又は第 1 1 条の規定に基づき保管してい

る自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において閲覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示第427号

平成17年11月8日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐南区八木四丁目の2047番3の一部及び2049番3

2 開発面積

11,263.94平方メートル

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島菱重興産株式会社 代表取締役 沖盛 良明

4 検査済証交付年月日

平成17年11月8日

広島市告示第428号

平成17年11月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第9条第3項の規定により、自転車等放置規制区域を次のとおり変更しますので、同条第4項の規定により告示します。

なお、区域図については、広島市道路交通局道路管理課、広島市中区役所建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 変更する自転車等放置規制区域の名称及び変更年月日

名 称	変 更 年 月 日
相生第一・第二路上駐輪場周辺 自転車等放置規制区域	平成17年12月15日

2 相生第一・第二路上駐輪場周辺自転車等放置規制区域の区域図

別図のとおり。

別図 略

広島市告示第429号

平成17年11月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、同法第55条の2第1号の規定

により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

施 術 者	施 術 所		業務の種類	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
野原 淳	ケアウイング曙	広島市東区曙五丁目3番31号 ローズリバー3F	柔道整復	平成17年 11月1日

広島市告示第430号

平成17年11月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

施 術 者	施 術 所		業務の種類	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
土田 和秀	ケアウイング曙	広島市東区曙五丁目3番31号 ローズリバー3F	あん摩・ マッサージ	平成17年 11月1日

広島市告示第431号

平成17年11月11日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

施 術 者	施 術 所		業務の種類	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
岡 智宏	みやこ鍼灸整骨院	広島市西区都町33-16	柔道整復	平成17年 11月1日

広島市告示第432号

平成17年11月14日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利